

身体的拘束の適正化のための指針

株式会社パレット

こどもデイサービスなないろ みやき

身体的拘束等適正化のための指針

はじめに

身体拘束は、利用者の活動の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。利用者の尊厳と主体性を尊重し、高圧を安易に正当化することなく、職員一人一人が身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしない療育の実施に努めます。

根拠となる法律

○児童虐待防止法（児童虐待の防止等に関する法律）

重要事項に定める内容

サービスの提供にあたっては、サービス対象者又は他のサービス対象者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、行動制限その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

個々の心身の状況を勘案し、障がい・特性を理解したうえで身体拘束を行わない療育の提供をすることが原則である。例外的に以下の3つの要素のすべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

- ①切迫性：生命又は身体が危険にさらされる緊急性が著しく高いこと
- ②非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替法がないこと
- ③一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

※身体拘束を行う場合には、上記3つの要件を全て満たすことが必要である

1. 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

事業者は、処遇に携わるすべての職員に対して、身体的拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を図り、職員教育を行います。

- (1)定期的な教育・研修（年2回以上）の実施
- (2)新任者に対する身体的拘束廃止のための研修の実施
- (3)その他必要な教育・研修の実施（施設外の研修会等への参加、報告など）

2. 身体的拘束発生時の報告・対応に関する基本方針

身体拘束等の事案については、その全ての案件を委員会に報告するものとし、この際、管理者が、緊急に当該案件の分析及び適正化策の検討が必要であると判断した場合は、定期開催の同委員会を待たずして臨時的に同委員会を招集するものとします。

事業者は、やむを得ず身体的拘束を行う場合（緊急時の対応、注意事項）本人または他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体的拘束を行わなければならない場合、以下の手順に従って実施します。

(1) 委員会の実施

緊急性や切迫性によりやむを得ない状況になった場合、虐待防止委員会(委員会については、虐待防止のための指針参照)を開催し、①切迫性②非代替性③一時性の三洋兼のすべてを満たしているかどうかについて評価、確認する。また、当該利用者の家族等と連絡をとり、身体的拘束の実施以外の手立てを講じることができるかどうか協議する。上記三要件を満たし、身体拘束以外の対策が困難な場合は、拘束による利用者の心身の弊害や高速度を実施しない場合のリスクについて検討し、そのうえで身体拘束を行う判断をした場合は「拘束の方法」「場所」「時間帯」「期間」等について検討し確認する。また、早期の段階で拘束解除にむけた取り組みの検討会を随時行う。

(2) 利用者本人や家族等に対する説明(別紙 1)

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努める。個別支援計画書に身体拘束を行う可能性を盛り込み、本人又は保護者に同意を得る。行動制限の同意書の説明をし、同意を得る。また身体拘束の同意期限を超え、なお拘束を必要とする場合については、事前に家族等と締結した内容と方向性、」利用者の状態などを確認説明し、同意を得たうえで実施する。

(3) 記録(別紙 2)

記録専用の様式を用いて、その態様及び時間、心身の状況・やむを得なかった理由などを記録し共用するとともに、身体的拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を逐次検討する。また、実施した身体的拘束の事例や分析結果について、処遇職員に周知する。なお、身体的拘束検討・実施等に係る記録は5年間保存する。

(4) 拘束の解除(別紙 3)

(3)の記録と再検討の結果、身体的拘束の3要件に該当しなくなった場合は、直ちに

身体拘束を解除し、利用者・家族等に報告します。

3. 身体的拘束適正化に向けた各職種の責務及び役割

事業者は、身体的拘束廃止に向け、各職種の専門性に基づくアプローチから、チームケアを行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任をもって対応します。

4. その他の身体的拘束等の適正化推進のための必要な基本方針

事業者は、身体的拘束等をしないサービスを提供していくためには、施設サービス提供に関わる職員全体で以下の点に十分に議論して共通認識をもつ必要があります。

- (1)他の利用者への影響を考慮して、安易に身体的拘束を実施していないか
- (2)サービス提供の中で、本当に緊急をやむを得ない場合のみ身体的拘束等を必要と判断しているか（別の対策や手段はないのか）

5. 当該指針の閲覧について

当指針は求めに応じ、いつでも閲覧できるように文書の掲示及びホームページ上で公表します。

附則

この指針は令和5年10月1日より施行する

令和8年4月1日 一部改正

身体的拘束実施マニュアル

株式会社パレット

こどもデイサービスなないろ みやき

身体的拘束実施マニュアル

1. はじめに

身体拘束は、利用者の活動の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。利用者の尊厳と主体性を尊重し、高圧を安易に正当化することなく、職員一人一人が身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしない療育の実施に努める。

なお、身体拘束に関して、厚生労働省『障害者福祉施設・事業所における 障害者虐待の防止と対応の手引き(4.身体拘束の廃止と支援の質の向上に向けて)』を参考にする。

2. 身体拘束等に関する教育・その他

(1) 委員会について

身体拘束は、虐待の一種であることから、虐待防止委員会の中で、教育や研修、その他を周知していくこととする（虐待防止委員会については、虐待防止のための指針参照）。

(2) 研修について

身体拘束に関する研修は、年2回以上実施する。

3. 身体拘束実施について

(1) やむを得ず身体拘束を行う際の条件

個々の心身の状況を勘案し、障がい・特性を理解したうえで身体拘束を行わない療育の提供をすることが原則であるが、例外的に以下の3つの要素のすべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがある。

- ①切迫性：生命又は身体が危険にさらされる緊急性が著しく高いこと
- ②非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替法がないこと
- ③一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

※身体拘束を行う場合には、上記3つの要件を全て満たすことが必要である。

(2) 実施の際の同意と記録

①説明と同意

拘束を行う必要がある理由と、実施行為、実施期間を本人及び保護者に説明し、同意を得る必要がある。

②実施記録

実施期間は、実施した時間と状況の記録を行う。状況は、実施の有無に関わらず利用日は毎日記載する。

③モニタリング・評価

月1回以上、モニタリングを実施し、解除に向けた話し合いを行う。

④解除の説明と同意

解除できると判断した場合、実施開始と同様、本人及び保護者に説明し、同意を得る。

※身体拘束に関する様式の記載法 ～記載の流れ～

